

者を除く。に係る給与準則については、当該給与準則に基いて各会計年度において支出する給与の額が、当該年度の予算の中で給与の総額として定められた額をこえないようにしなければならない。

(アルコール専売事業特別会計法の一部改正)

第四条 アルコール専売事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条の二 通商産業大臣は、この会計において給与を支弁する一般職に属する国家公務員(公共企業体等労働関係法第四

条第一項但書に規定する者を除く)に対して支給する給与について、給与準則を定めなければならない。

2 前項の規定により給与準則を定める場合においては、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員及び民間事業の従業員の給与その他の事情を考慮して定め、且つ、同項の国家公務員で常時勤務する者(二月以内の期間を定めて雇用される者を除く)に係る給与準則については、当該給与準則に基いて各会計年度において支出する給与の額が当該年度の予算の中で給与の総額として定められた額をこえないようにしなければならない。

(郵政事業特別会計法の一部改正) 第五条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四十二条の次に次の一条を加える。

(給与準則)

第四十二条の二 郵政大臣は、この会計において給与を支弁する一般職に属する国家公務員(公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第四十一条第一項但書に規定する者を除く)に対して支給する給与について、給与準則を定めなければならない。

2 前項の規定により給与準則を定める場合においては、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける職員及び民間事業の従業員の給与その他の事情を考慮して定め、且つ、同項の国家公務員で常時勤務する者(二月以内の期間を定めて雇用される者を除く)に係る給与準則については、当該給与準則に基いて各会計年度において支出する給与の額が、当該年度の予算の中で給与の総額として定められた額をこえないようにしなければならない。

附則

1 この法律は、労働関係調整法等の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百八十八号)附則第一項但書に規定する政令で定める日の翌日から施行する。

2 昭和二十七年年度における改正後

の造幣局特別会計法第三十六条の二第二項、改正後の印刷局特別会計法第十四条の二第二項、改正後の国有林野事業特別会計法第十七条の二第二項、改正後のアルコール専売事業特別会計法第十五条の二第二項及び改正後の郵政事業特別会計法第四十二条の二第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該給与準則に基いて各会計年度において支出する給与の額」とあるのは、「当該給与準則及び一般職の職員の給与に関する法律に基いて昭和二十八年一月から同年三月までの分として支出する給与の額」と、「当該会計年度の予算の中で給与の総額」とあるのは、「当該会計年度の予算の中で昭和二十八年一月から同年三月までの分の給与の総額」と読み替えるものとする。

○愛知府委員 ただいま議題となりました造幣局の特別会計法等の一部を改正する法律案の理由を御説明申し上げます。

第十三回国会におきまして公共企業体等労働関係法が改正され、国の経営する造幣、印刷その他の企業について、政令の定める日の翌日以降同法が適用されることになりましたが、その結果これらの企業に従事する一般職の職員につきましては、国家公務員法の大

要の規定を設けようとするものであります。

すなわち造幣局、印刷局、国有林野事業、アルコール専売事業及び郵政事業の各特別会計におきましては、これらの特別会計を管理する各省大臣、またはその委任を受けた特定の機関が、当該企業に従事する職員に対して給与を支給するために、給与準則を定めることとし、この場合においては一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員、民間事業の従業員の給与、その他の事情を考慮するとともに、特に行政機関職員定員法に定められる常勤の職員の給与準則については、予算に定められる給与の総額を越えないように定めなければならないこととし、御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○奥村委員 本案に対する質疑は次回に譲ることいたします。

○奥村委員 次以前に引続き、昭和二十八年分所得税臨時特例等に関する法律案を議題として、質疑を続行いたします。佐藤次郎君。

○佐藤(副)委員 平田主税局長にお尋ねしたいのですが、先日同僚議員から相続税が非常に高いということが問題にされましたが、私の伺いたいのは、文士の著作権の相続税が非常に高いのは、実は先般それがために相続できないような事情が起つておるのであります。泉鏡花という人がありますが、この人の著作権の相続税が高いので、とても払えぬということで、相続ができぬような事情もござります。こういう点について大蔵当局はどういうふうにお

考えになつておられるか、承りたい。

○平田政府委員 先般も申し上げましたように、どうもまだ相続税は中間のところが少し高過ぎるのではないかと感じておりますので、この次の国会にはぜひともそのようなことをできる限り直す法律案を出したいと思ひ、目下研究いたしておるところでございます。御指摘の著作権につきましても、著作権による収入があつて相続人に入つて来ることになりましたので、これはやはり一種の財産的価値のある権利といひ、相続開始のときの価値を評価いたしまして相続税を課税する、こういう筋合いになるわけでござい、問題はなかに著作者を評価するかどうか、その後において一体どのくらい存続するか、これは法律的に割合に明らかでございますが、存続するといひましたけれども、はたして出版が継続されましてどのくらい売れるか、この予想を立て、適当な評価をする。それを立てるにつぎましては、過去においてどのくらい売れたか、将来著作権の相続期間中にどの程度売れる見込みがあるか、基礎は結局そこになるわけでござい、困難であるようでございます。そこで実際問題といたしましては、いろいろ実例等も調べまして、できる限り実情に即した評価をやるように指導いたしておるわけでござい、個別具体的に著作権によりまして違ひますので、なか／＼問題が簡単ではない。従ひましてこういう際におきましては、できる限り当該出版社の意見なり、また一般の出版界の意見などを徴

しまして妥当な評価をする。もちろん相続人ともよく話し合いをした上で定めることになるわけでございますが、見解の差が出て来る場合も実際問題としては相当あるような次第でございまして。しかし、あくまでも個別的に妥当を期するという方針で適正化をはかるべきものだと思っております次第でございまして。

○佐藤(観)委員 先般菊池寛氏の遺族が莫大なる著作権の相続税に困つた例がございまして、文壇方面におきましては、もう相続しないというふうな意見がありまして、われ／＼もそういうふうな遺族の人のことを考えますときに、税務署の考え方と実際とは相当違ひがありまして、生きておるときは高価であつても、死んでから後に大蔵省が査定されるほど出版というものが売れないというふうな状況が非常に多いわけでありまして。そういう点について、こういう不定期な仕事については、何か便法を設けてもらう方法はないかと考えておりますが、いかがでしようかと。

○平田政府委員 たとえば恩給とか年金みたいなものにつきましては、これは存続期間がはつきりしておりまして、その期間に幾ら受取るかということが明らかでありますので、相続がえのときも法定評価を簡易な方式でやつておるのです。この年金のような場合は、あと何年生きられるかということがわからぬのでありますから、年齢によつて実は評価しておるというふうなラフな方法もやつておりますが、著作権については、そのような簡単な評価方法を行うことはなか／＼むずかしいのじやないか、やはりあとどれだけ

売れるかというこの見込みが、その中の一番の中心になるわけであります。それをどのように実際に応ずるようにするかということが中心でありますので、いろいろな事情を調べてみて、そういうふうな無形の権利につきましては、無理な評価はすべきではないと私は考えております。しからば具体的にどういふことになるかと、これは個々のケースごとに片づけるよりほかに、かたがたという状態でありまして、御趣旨の点はよく考慮いたしまして、妥当を期するように今後とも一層努力いたしたいと思ひます。何か一定の簡単な標準でもあればと思うのですが、小説であります、ある程度あつて売れるかもしれないが、非常な時局物的な出版物であります、かりに著作権がありまして、すぐ売れなくなるというふうな場合もありまして、教科書等も相当売れるものもあります。が、なくなればたちまち売れなくなるというふうなことがあるわけでありまして、実際なか／＼むずかしいだらうと思ひます。やはり今後はできるだけ出版界なり、あるいは文芸家協会等の意見も聞きまして、妥当な結論を下すように持つて行くのがよろしかろうと思ひますが、そういう点を配慮に入れまして、適正化に努めるようにいたします。なお相続税を一時に納める場合は、やはりある程度財産を処分してもらわなければならぬ場合も出て来るのであります。不動産の多い場合は十年その他の場合は五年ぐらゐの延納の期間も認めております。いろいろ／＼な措置を考えまして、評価の妥当を期し、相続税が円滑に納まるように努めて行きたい、御意見の点

は私もよくお聞きしまして、勉強したいと思つております。

○佐藤(観)委員 これは相続税と違ひますが、実は小説家というのは、筆一本でもものが書けるように思ふ人がありますが、文学者としてめしを食うということは、やはり一人に一人ぐらゐの非常に珍しい商売でありまして、数が少ない。一般普通の商売と違ひまして、相当長い間の手練がなければ、文士というものはなか／＼一家を保つことができないのであります。そういう点で、先日も平田政府委員から、文士が遊興した場合にこれを取材費として認めるかどうかということのお話がありましたが、これは非常に特別な状態でありまして、最近出版界が非常に悪いので、文学者が原稿料をもらはずであつても、出版社がつぶれてとれないというふうな例が非常に多いのであります。なおいろいろ／＼な点で、文士で食えない人がたくさん出て来たのでございまして、こういう点について御配慮いただけるかどうか、お聞きいたします。

○平田政府委員 文士の所得計算は、御指摘の通りなか／＼むずかしい問題があることは、私も承知いたしておるのでございまして、旅費とかあるいは外に出て種をとるための費用、こういう費用をどの程度に引くか、これは実際問題としてなか／＼むずかしい問題でございまして。どこへ旅行をするにしても、それが全部所得を得るための経費だという御主張もございまして、中にはどうもそういうふうに見えない場合もありまして、なか／＼むずかしいので、最近協会の意見も聞きまして、よほど甘い目に認定するといふ

方向で指導してゐるのでございます。それにいたしまして、なおかつ所得税が全体として重いということから来る負担の重さは、私もいたし方ないと思ひますが、経費の見方等につきましては、よく実情に即するすうに今後でもできるだけ善処したいと思つております。

それから所得の少ない人というお話でございまして、少い人の場合であります、おのずから所得税が低い場合も出て来るわけでございまして。従いまして特に所得の低い人に対しては、経費を多く見るか見ないか、これは結局個別的な事情の問題であらうと思ひますが、よく實際を調べて、実情に即するよう一段と勉強いたしたいと思ふ次第でございまして。

○坊委員 相続税について、平田局長に関連質問をいたします。相続財産がほとんど山林の場合、相続税を納めるためにははかに財産がないので、どうしても材木を切つて相続税を納めなければならぬ。ところがこの所得に対して所得税がかかつて来る。そうすると、定期的に見て相続税と所得税とはほとんど同時に納めなければならぬ場合がある。しかもこの山林の値段は非常に高いから、相続税において五〇とか五五とか、あるいは七〇というふうな税を納めなければならぬ。同時にまた所得税において五五とか、あるいは改正されるであらう四五というふうな高率の税を納めなければならぬ。このような場合に納税者は非常に困るわけでございまして、何らか救済の方法を考えていただきたいと思ひますが、局長の御意見をお伺いしたいと思ひます。

○平田政府委員 山林の相続の場合におきまして、材木を伐採して相続税を納めようとするときは、所得税と相続税と両方かかつて来ることになるわけでございますが、今の税法の上からは、処分して納める場合には、今までの所得税がかかつて来ていないわけでありまして、やはり所得税を納めてもらうよりほかにないのではないかと。たとえば相続開始前に山林を処分して、その後相続した場合におきましては、そのようなことになりまして、これはその建前自体をくずすことはいかかであるか。ただ物納をする場合におきましては、いかにもこれは物納したという理由で所得税を課税し、相続税の納税に当てるのは、りくつは、抜きにしまして、実情は行き過ぎだと考えます。一時は課税していただのでございまして、昨年でございまして、改めまして、物納の場合は所得税は課税しないということにいたしておるつもりでございまして。なお山林につきましても、特にそういう点がございまして、年賦期間も本年度から十年に延長いたしてございまして。利子税も普通は四銭でございまして、相続税の物納の場合には二銭に実は軽減いたしておる。そういういろいろ／＼な措置を講じて、できる限り実情に即するように努めた。それからまた山林所得自体につきましても、一時に伐採した場合に、今変動所得の平均課税という方法を認めておりますが、これは非常に手数も多いし、必ずしも実情に即しない場合もありまして、むしろ一定率の控除を行ひまして、簡易な方法で所得税の負担を緩和するように持つて行つたらどうか、そういういろいろ／＼な措置を考

えまして、できるだけ全体としまして無理を少くするように努めたいと考えておる次第でございます。ただ現実には伐採した場合に、その所得税を全然納めなくてはならないということになります。少くとも少くとも行き過ぎではないか、うかと考えておる次第でございます。

○佐藤(観)委員 先ほど坊君から関連質問がございましたが、もう一つ相続税の問題についてお願いしたいのは、実はわれわれの農家は一町歩くらいに、農家が非常に多いのですが、そのために、相続する場合に自分の土地を売つてしまわなければ相続税を納められないという例が相当ありまして、最近もいなかから、相続税がえらいから何とかしてもらいたいというような陳情がたび／＼あつたのでございます。現在の農家の事情を見ていただくとわかりますが、農家は大きな財産家と違ひまして、物納して納めなければならぬ。物納すれば、やはり自分の田畑を売らなければならぬが、売つてしまえば生活に困るというようなことがありまして、大分そういうような問題でわれわれは相談を受けております。こういう点についても少し評価の方法とか、率という点について御配慮を願えるかどうか。その点について御答弁をお願いしたいと思います。

○平田政府委員 普通の農家に相続税をかけるか、かけないかということは、実は重大問題でございます。私どもとしては、建前としては、たとえ一町歩前後の不動産を持ち、自分の家屋敷だけを持つておるといふ農家には、相続税はかからなくて済むような免税点及び控除にしたいという考え方で、実はことしも、昨年まで十

五万円でございますしたのを、三十万円に基礎控除を上げました。そのほかに相続人がおられますと、またいろいろな控除もございまして、それこれ入れますと、四十万近くまでは相続税がかからない場合が多いのでございまして、本年の当初におきましては、そこまで行きますと、大体御指摘のような一町歩前後田畑を持ち、家屋敷を持つていらっしゃるのところでございすれば、相続税はかからないのではないかと、いうことで実は引上げたわけでござい

ます。ただ最近土地の値段が大分毎月上りつゝありまして、農地は比較的急速に上つた方かも知れませんが、最近においてはおやほり上る傾向にあるようございまして、これでも少しきゆうくつではないかと現在でも考えております。従ひましてこの次の国会には、その辺のところをよく考えまして、今御指摘のような程度の農家は、相続税に關係なからしめるような相続税法にすること、目下いろいろ検討中でございますので、その点御了承願ひたいと思ひます。おそろく最近皆様方には持ち込まれるケースは、昨年あるいは一昨年あたり相続開始をした者が現実問題に今問題になり、非常に苦しんで訴えられるものと思ひますが、私どもは、そういう点は確かに従来はあつたように思ひます。今後にはそういうことのないように、抜本的な解決をはかるように努めたいと考えている次第でございます。

○奥村委員長 次に、漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案及び漁船再保険特別

會計法の一部を改正する法律案の両案を一括議題といたしまして、前会に引き続き質疑を継続いたします。

○浅香委員 動議を提出いたします。ただいま議題となりました両案につきましましては、質疑も大体了されたと思ひますので、この際、右両案につきましては、質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに採決に入られんことを望みます。

○奥村委員長 ただいまの浅香君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○奥村委員長 御異議なしと認めます。

それでは漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案及び漁船再保険特別會計法の一部を改正する法律案の両案につきましましては、以上をもつて質疑を打ち切り、討論を省略して、これよりただちに採決に入りまします。右両案をいずれも原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○奥村委員長 起立総員。よつて両案は、いずれも原案の通り可決いたしました。

なおただいま可決いたしました両案に關する報告書の作成並びに提出手續等につきましましては、委員長に御一任を願ひます。

しばらく休憩いたします。

午前十一時十八分休憩

午前十一時三十六分開議

○奥村委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

この際、ちよつと連合審査會開會の件についてお諮りをいたします。ただいま農林委員會において審査中の農林漁業金融公庫法案につきまして、本委員會の所管と関連がありましますので、右案に關し本委員會より農林委員會に連合審査の申入れをいたしたいと存じまします。この点御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○奥村委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお開會の日時、手続等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。

○奥村委員長 次に昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律案を議題といたしまして、質疑を継続いたします。宮崎靖君。

○宮崎靖君

税法に對します總括質問も大体終つて参りましたが、今度の臨時措置に伴ひまして、大蔵局の御説明を伺ひますと、大体証券の譲渡所得税というものは明年度から廃止する、こういうような御意向が示されております。これにかわつて証券譲渡税、あるいはかつての有価証券移転税であるかもしれません。そういうものが設けられると伝つておりますが、現在のところどういふふうに廃止または移行せられるか、この点につきましまして概要を伺ひたいと思ひますのであります。

○平田政府委員 お話の点につきましましては、今お話のような方向で目下研究いたしております。有価証券移転税につきましても、前回廃止します直

前の案を一番重要な資料といたして、さらにそれにどのような改変を加えるか、目下細目につきまして研究いたしておるところでございます。前の移転税は取得者と申しますか、取得者が移転税を納めることになつておりました。が、取得者の方がいいのか、あるいは売つた方の譲渡者の方がいいのか、その辺に一つ問題があるようでございす。それから税率が売買価格の千分の二ということになつておりましたが、これがはたして適當であるかどうか、そのような点につきまして目下いろいろ検討中でございますので、御了承を願ひたいと思つております。

○宮崎委員 株式の譲渡所得というのは非常にむずかしいもので、かなり長い間いろいろ議論がありました。二十七年度におきます株式に対する譲渡所得税の収入見込みは、大体お立ちになつておりますかどうか。予算はわかつておりますが、実績としてどの程度になるか、お見通しでつこうでありますから伺ひたいと思ひます。

○平田政府委員 譲渡所得の方は、たくさんございまして、一緒になつておりますので、株式の分がどうかということとはなから簡単に調べがつかないのでございまして、たしか二十六年度の課税の実績は、譲渡所得として三億四億程度の査定をしていただいたのではないかとと思ひます。もつともこういう調査は遅れてなされる場合もありますので、二十六年度の譲渡所得は、今後調査の結果入つて来るものも若干あるかと思ひますが、今までの実績は大体その程度のものがございます。

○宮崎委員 ただいま日本の証券市場はまだ完全なものになつたとはい上

げかねますが、大体戦後の混乱時代から現在までの間に、やや正常な形に伸びて来たと思ひます。端的に申せば、取扱の玉数においても、銘柄においても、あるいは待望のドル相場がでる。そのようなことにおきまして、新しい時代とも見るべき現在の市場の活発な動きといたしますれば、どういう意味で課税いたしたとしても証券の移転につきまして相当の税収がある。ただいまお話になりました千分の二とか、三とかいうような移転税をかけたといいたしますと、おそらく税収の上におきましては、もちろんこちらでは十分な資料がありませんから、的確な数字を示すわけにはいたしません。参りません。時間があればできないことはないのではありませんが、大体のところ、少くとも五十億、六十億ぐらゐになりそうでありまして、ただいま二十六年度の有価証券の譲渡所得税の収入見込みはおおむね三億程度であらう、ということでありまして、これは大体十倍、二十倍の税収になつて来るのであります。こういうことが、証券市場の発展あるいは民間資本の蓄積、民間投資の盛衰という面から考へて、はたして妥当であるかどうか。少くとも税率におきましては千分というところを考へるよりも、昔有価証券移転税が創設されたときは、たしか万分台だつたと思ひますが、そういうように一段階税率の考へ方が違つておるのではないかと思ひます。この点についてどういう御意見ですか。

○平田政府委員 宮崎さんのお話は、御意見としてよく承つておきたいと思ひます。ただ先ほど三億円と言ひましたのは、二十六年度の課税

の実績でございます。今年は年初から有価証券が立て続けに値上りしてありますので、誠に申告していただくとすれば、おそらく相当な譲渡所得税があるのではないかと考へておりますが、しかしこれは予想なり調査なりがなか／＼簡単に参りにくい事情もございまして、なおその辺のところにつきましては、目下計数を取調べ中でございます。

なお税率につきましては、御意見は御意見として承つておきたいと思ひますが、ただ手数料に對しまして一体どれくらいの税率になるか、その辺は私も重要な参考資料として目下検討いたしております。またその案もきまつておりませんが、今詳しく申し上げることができないのは、まだ遺憾でございますが、その程度にお願いいたしたいと思つております。

○宮崎委員 その内容につきましては、実はまだ深く掘り下げて伺ひたいのであります。そこで御構想が進んでおらぬというときにいたすに質的な言葉の行き違ひから誤解も出るといけません。そこで御説に従ひまして次の機会にいたしますが、ただ移りかわりといたしますと、譲渡所得税を廃止して移転税式のものに設けますと、実施は大體四月一日からになり、一月から三月までの間に空白ができるのであります。これは大體方針としてはどういうふうにお取扱いなさいますか。

○平田政府委員 移転税は厳密な意味におきまして、譲渡所得税のかわりになるかならないか、これは理論として実は問題があるのであります。ただ実際問題としてしまして、心理的には確かに

かわりのものと見得るところもあらうかと思ひますが、理論的にそう厳密に考へる必要はないのではないかと。所得税は御承知の通り、みな年分課税でございまして、一月から十二月までの所得で計算して課税する。源泉課税といへども、年末調整の際にそのような計算をするわけでございます。従ひまして来年度から譲渡所得税をやめるとしますと、今年の一月以後の売買の分からやめる、これは一般の通例でございまして、さしつかえないではないかと。ただ移転税はその都度課税いたしますので、税法案が通りまして、実行に移してから実施する。そうしますと今のところ四月一日以降になります。そのようになりまして、別に大した不公平とか何とかいふ問題はなからうと私は考へております。

○宮崎委員 その点はそれではつきりしてつけようであります。ただそこについて考へなければならぬことがあつた。移転税を創設する理論の問題で、これはまだどつちがよいかわからぬといふようなお話が先ほどありましたが、移転税を設けまして、この税収を目標といたしまして、全体の財政資金の補完をしよう、こういうような御構想を持つてゐるのか。もつと具体的に申すならば、有価証券移転税というやうな名前におきまして、従来の譲渡所得税よりも余分な税収を得なければならぬといふやうな二十八年度の總予算の建前におきまして考へられるのであるか、税収を確保して別に何かしなればならぬといふことがあつたのか、市場の動きによつて自然に入つて来る税で満足するのか、構想がありましてらお知らせ願ひたい。

○平田政府委員 御承知の通り、来年度の財政需要は相当の額になるようでございます。一方所得税等の負担が一般に高いから、これを極力軽減いたしたい。しかしその他で妥當な税率で課税いたしまして、収入を得るものにつきましては、極力そういう財源を確保したいといふことは当然かと思ひ次第でございます。従ひまして税率につきましてはどの程度が妥當かよく調べまして、妥當な税率の収入を確保したい、このように考へております。

○宮崎委員 それでは有価証券移転税のことは次の機会にお尋ねすることにしまして、やめます。

次に事業税に對する大蔵省の考へ方、これはもちろん直接所管というわけではございませんので、それによつて方針が定まるとはわれ／＼考へておりません。しかし税の大元締めでありまして、中央財政と地方財政とが一応地方自治法によりまして完全に区別されたやうな形になつておりますが、事實は相対してあります。こういう事象におきまして、大蔵省の考へ方が地方税である事業税その他の問題に對しまして、一つの意見になる。これはあくまでも今考へになつてゐる意見でございます。決定的にこうしなればならぬ、こうせよといふ意味ではありませんが、その点につきまして二、三の問題をお尋ねしてみたい。

まず事業税は、所得税か法人税の附加税とする。これは昔の方式でありまして、この方がどうもすぐれたやうに考へるのであります。どういふふうにか、大蔵省は考へておられますか。

○平田政府委員 地方税につきましては、もちろん私も国税にも密接な関係がございしますので、いろいろ検討いたしております。この改正は関係するところが多く、また主たる主管庁も私どものところでないという事情もございまして、あまり先走つて意見を申し上げるのは少しいかかであらうかと思ひます。一方地方制度調査会というものが設けられてまして、最近充足したばかりでございます。そのやうな関係がいろいろございしますので、若干の意見が現在のところないわけではございませんが、今ここで申し上げることは差控えた方がよいのではないかと考へております。ただ法人税としましては、全体として地方財政が苦しいといふことは、財源の乏しさが非常に感じられると思つております。税金では独立税の課税を認めまして、貧窮なところは依然大した収入が上らない、そういうところには十分な税を課せようとする負担が過重になる。どのような税種に負担が府県町村にとらせれば、そういうことなくしてうまく確保できるか、平衡交付金の制度は一体今のままでいいのかどうか、これはいろいろ問題があるやうでございます。最初に申し上げた通り、あまり先走つて申し上げるのはいかか。四つの解決を得る道でもないと思ひますので、本日の段階におきましては、どうぞあしからず御了承願ひたいと思ひ次第でございます。

○宮崎委員 私の考へでは、平田主税局長は何でも知つてゐると思ひますが、ないなどという段階ではないと思ひますが、その方が波紋がなくていいという御趣旨だと思ひますから、これも極

力尊重することにいたしました。おそれなく無意見な意見がこの事業税の改正の中に侵入して参るであらうといふことを非常におそれております。国税的な見方と地方税的な見方というものは非常に異なる。そこで何でも御承知の平田局長から何か先に教えてもらつておくと、大いにわれ／＼の考へ方も洗練されるであらう、こういう趣旨にはかならないのであります。従つてこの際御意見もありませんので、深く追究してどういふ意味ではありますせんが、たゞ／＼附加価値税の廃止という問題があるわけでありまして、これは当分延期することになるのかもしませんし、あるいは廃止と決定するのかもしれないが、実情は延期されて一ぺんも実施されない税です。そこで地方事業税に對しまして、言葉は宮崎流で適當な言葉かどうか知りませんが、附加価値税の精神を勘案した附加価値税の移轉すべき態勢になつてゐるのではないかと考へるのがあります。これらの点に對しましては、理論でありますから別にそれに対して今こう言つてはまずいとか、こう言ふべきではないとかいふような顧慮はなく、御意見が聞けると思うのですが、どのようにお考へになつておりますか。研究の一端をぜひお漏らし願ひたい。

一種に属すべき性質のものであつて、今までの事業税とは相当性格を異にしてゐるのではないかと、むしろさういふものとして考へるべきものじやないかと考へます。しからば日本にそれを実行した方がいかにどうかという問題については、非常に意見がわかれておりますが、現在の事業税に比して、實際問題としてはたゞ円滑に行くか行かないかといふことになりまして、これはまったく私の個人的な考へです。あまり無理して実行に移すのものはたゞどうであらうか、ことにどうしても課税標準が新しくなりまして、また府県の税務当局が納税者と新しい課税標準という点についてい／＼折衝に當るわけがございますが、やはり初期におきましては、相當なトラブルが予想されるのではないかと、いふうにも考へるのでございまして、従つてこの問題については、あまり積極的な考へはどうかであらうかと今のところでは考へております。しからば事業税を今のままにしておいていいかといふことになりまして、ここにもまたいろいろ問題がある。さういふことになつて来ますと、地方税全体について総合的にいかに考へるかといふことになつて来ます。従つてそのやうな問題になると、最初に申し上げました通り、いろいろ關係するところが深く、なおまだ私も慎重に検討する余地がございますので、附加価値税につきましても、この際ここで結論的な意見を申し上げることは差控へさせていただきます。ただその場合に、おきましては、これはむしろセールス・タックスと申しますが、売上税の

れからの日本の税法を見る上におきまして、重大な時期に達していることが一つあります。それは皆さんもすでに御承知だと思ひますが、度々出て参りますシャウプ勧告、これはそのときに決しては私はよい教えたと思ひます。決してこれを排撃しようとは考へておりません。しかし長くこれが適當なものであり、いつでもあてがわれる法典であるとは考へておりません。さういふ点から見ますと、今度の富裕税の廃止は決定的です。富裕税と相続税の固定資産税の網の目によつて、いわゆる所得の漏脱を防止しようとするのがシャウプ勧告の根本であります。その一つである富裕税が廃止されますと、片びつこになる。片びつこというのは俗な言葉で當りませんが、網が切れた形になります。さうすると地方税法等におきましてもこれらの問題を勘案して、税の公平を期する上には一層の考慮が払わなければならぬ。今後税の形態としては、外形標準課税といふことが強くなつて来るのではないかと、さういふことを私は考へざるを得ない。たとえば現在の事業税の中で電気供給業、ガス供給業、運送業等に対しては、外形標準課税を事實上やつてゐる。その外形標準課税は廃してほしいといふのが業者の熾烈な要望であります。一々あえて聞かなくても、電気供給業、ガス供給業、運送業の性質から申しまして、これに外形標準で課税される不利といふことはよくわかるのであります。しかしさうしなければならぬ。一方においては国税としての富裕税も廃止され、シャウプ勧告の網の目が切れてゐる。さういふときにおい

て、事業税の方面においても附加価値税の廃止といふことを前提にしてみれば、やはりここに附加価値税的な事業税、外形標準課税といふものが強く出て来るのではないかと、さういふ問題になるのであります。この富裕税廃止と、脱税といふ言葉は使ひませんが、所得を完全に捕捉するといふ網の目が破れることについて、これは国税、地方税を通じてでけつていふべきであり、今後の税法の上において大蔵当局はどのように考へておられますか。

○平田政府委員 これは私のまつたく個人的な見解にすぎないのであります。私が、私はシャウプ勧告については、非常に進んだ、合理的な思想的な一つの税制を日本に勧告したといふことにつきまして、一つも疑問の余地はないと思つております。私昨年大分旅行しまして、世界のあちこちの相當有名な学者にも会ひましたが、シャウプ博士のグループだけでなく、大體口をそろえてさういふことを言つております。ただ遺憾ながら、私よく考へてみますと、日本の現状からして少し進み過ぎていると申します。やつてみてそこが一番問題が多かつた点ではないか。日本の経済の發展あるいは納税思想、国民全体の社会的なレベルといふものに對して、どうも少し進み過ぎた税制であつたといふことは同時に考へざるを得ない。従つてこの際ある程度後退でありまして、でき得る限り実情に即応するように改正を加へるのがいゝのではないかと。従つて附加価値税についても、かような見地からいつて理論上りつぱであつても、あまり無理することになるのでは、慎重に考へたらい

のじやないかという感じを持つております。しかしこれは税制としては非常にりつぱなものだと考へますので、むしろ将来のゴールと申しますか、いづれ日本がだん／＼進歩して参りますれば、そのときにシャウプ勧告通りやつても、世界で最もすぐれた税制を持つ國になるのじやないかと思ひますが、税制は国民にどうしても消化されなければならぬといふことが大事なことでありますので、漸を追うてやつて行くといふことにならざるを得ない。これは私の若干の個人的な反省をいたしまして、理論的には大分いいと思ひますが、理論的にはよく分かりますが、いゝと、さういふ考へ方からすればやむを得ない、将来はさらにだん／＼よくするといふことに持つて行きたい、さういふ氣持でありますことを御承知おき願ひたいと思ひます。

○宮崎委員 これは個人の御意見として伺つても傾聴に値するものであると私は信じます。それ以上この問題は聞きません。

そこで税の全体からみまして、これは二十七年の補正予算に伴う臨時措置、来年度の税制の中にやろうといひます基礎控除の引上げ、その他の措置をやるということなので、問題はあります。しかしこれは当然二十八年度に尾を引いて参ります。そして二十八年度の全体の税収と申しますか、國の歳入といふものを勘案して参りますと、従来のような率の自然増収などいふものは考へられないのであります。現在の補正予算をめぐりまして、野党といわず、自由党の中においでさえ相當の修正の意見もないわけ

ではありません。しかしながら、それが恒久継続的の財源でなくて、一時的の財源によりまして恒久継続的な支出に充てようとするところの構想か、これは個人宮帳に限らず、どなたが申しまして非常に間違つたお見通しではないか。私経済においても公経済においても同じことであります。今貯金があるから使つて物を買ふ、あと買わなくてはよいものであるならば、これはもちろんその人の嗜好と自由によつて行うことは随意であります。しかし今は蓄積があるからといつても、それが継続的な財源を要求する支出であるならば、大いに考えなければなりません。しかも歳入といつたしまして、現在の税制をそのまま推進すると仮定いたしました場合に、もはや来年度におきまして、税の自然増収などということを考える余地がなからうと考えておりますが、この点につきましては二十八年度の予算編成の御構想も、それ／＼政府の方面では御検討が進められてゐる。でありますから、はたして従来のように水増しだとしからねなから、自然増収をして、苛斂誅求の取立てと言われても自然増収をあげて来た。一面におきましては二百三十億の減税も、平年度におきましては約八百億の減税になる。自由党は一千億の減税の看板を下げろと言われまされども、皆さんほんとうに聞いてください。二十七年補正予算におきまして二百三十億の減税措置は、平年度すれば七百九十七億、約八百億と称していいのでありまして、かねて発表いたしました貯蓄国債の減税措置があわせ行われたといたしますならば、平年度におきまして千億以上の減税が行われて

いる。これを否定することはできないであろうと私は思う。しかしこれは議論でありまして、実際におきまして来年度からの税収が――本年度あたりまで、幸いにいたしまして二十五年、二十六年と自然増収の形でありました税が、このままの傾向で行くかどうか、産業経済その他の実態を概略検討いたしまして、自然増収にあらずして自然減収という危険さあるではないかと思ひますので、これらの点につきまして、税法に關します總括的な質問を終る立場において、一応今までのお見通しを伺いたいと思ひます。

〔委員長退席、淺香委員長代理着席〕

○平田政府委員 ただいまのお話は、実は来年度予算に關連しまして、目下慎重にいろいろな角度から検討してゐるところでございます。今年の補正予算の關係は、すでに年度半ば過ぎておりまして、実績も相當出ておりますので、自然増収ということもおのずから見當がつく。私も今度計上しておりますが、決してこれは自信のないものではなくて、半年を過ぎました結果でも大体予想がつく。来年度となりまして、これは来年の四月以後のことでありまして、一休経済界の状況がどうなるか、賃金水準等が今まで上つて来たのが、どの程度まで上る傾向をたどるか、それに伴ひまして、一休国民の消費がどのようになつて来るか。また法人の場合でございますと、企業の収益がどういふふうになつて行くか、そういうことにつきまして、ある程度の今までの実績に基いて見通しを立てなくてはならぬ、こういうわけでございまして、なか／＼簡単な問題ではござ

いせん。ただ私もとしましては、朝鮮動乱後法人の企業が非常に膨脹しまして、それに伴つて今年になつてから国民の生活が好影響を受けて、相當顯著に向上しておる。私個人的にございしますが、全体としましてはそう思つております。しかしこの傾向が今後どうなるかということになりますと、これはな／＼簡単な問題ではない。それはまた政府としましてどういう政策を行うかにも依存して来るわけで、見通しはな／＼むずかしいのでございしますが、願ひますところは生産も若干は上り、給与なり消費も若干上りまして、同時に資本の蓄積も行われ、経済がさらにうまく行くということをお願いしておるわけでありますが、願望だけでは行きませんので、よくひとつ考えまして、自然増収の見積り等につきましても適正を期したい。少し所得がふえますと、先般も申し上げましたように、税はある程度の増収が期待できるわけでございしますので、七千億前後の租税収入の予算でございしますから、一割ふえれば七百億、五割ふえれば三百五十億、タバコを入れますと約八千二、三百億でありますので、一割くらいふえれば相當の増収になるかと思ひます。しかしその辺はいろいろ問題がございしますので、目下実は慎重に來年度の予算と關連しまして、検討いたしておりますところでございしますことを御了承願ひたいと思ひ次第であります。

○吉橋委員 むずかしい話でありますから、それ以上は伺ひません。最後にただ一点簡単に答へをいたしたいのは、日米租税協定が現状ど

こまで行つておるか、これを御説明願ひたい。

○平田政府委員 日米租税協定につきましては、本年の一月、こちらから人を派遣しまして向うで予備交渉をやりまして、大体の基本的なところをまとめましたので、今年の九月に人を派遣しまして、細目につきまして大体案をまとめる段階まで参つたのでございします。なお若干の点につきましては問題の点が残つておりますが、この問題は遠からず調印できまして、この次の国会には、できれば条約案として提出する運びに持つて行きたいというところで、目下いろいろな角度から検討しまして、取進めつつあるところでございします。

○淺香委員長代理 午前中はこの程度にとどめ、暫時休憩いたします。

午後零時八分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔參照〕

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案に關する報告書
漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年十二月十八日印刷

昭和二十七年十二月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局